

3. 風水害災害対策計画編

目次

第1章 災害予防計画

第1節	防災組織の整備	4
第2節	水 政	4
第3節	土砂災害予防	6
第4節	交通計画	7
第5節	文 教	8
第6節	農地農業	8
第7節	情報通信設備等の整備	9
第8節	気象業務整備	10
第9節	災害用資機材及び食料等の整備	11
第10節	防災組織等の活動体制整備	11
第11節	防災知識の普及	11
第12節	防災訓練	12
第13節	災害要援護者の安全確保	12

第2章 災害応急対策計画

第1節	組 織	13
第2節	動 員	17
第3節	通信手段の確保	20
第4節	気象情報等	20
第5節	災害情報の収集・伝達	21
第6節	広 報	21
第7節	消火活動・救出・救助活動	22
第8節	水防活動	22
第9節	土砂災害対策	29
第10節	相互応援協力要請	30
第11節	自衛隊の災害派遣要請	30
第12節	避 難	31
第13節	緊急輸送	33
第14節	農地農業対策	33
第15節	応急医療	34
第16節	応急教育・応急保育	34
第17節	ボランティア活動の支援	34
第18節	生活救援物資の供給	34
第19節	災害時要援護者の安全確保	35
第20節	災害救助法の適用	35
第21節	土木施設の応急復旧	35
第22節	ライフライン施設の応急復旧	36
第23節	建築物の応急復旧	36
第24節	清掃・防疫・障害物の除去	36
第25節	行方不明者等の捜査	37

第3章	災害復旧・復興計画	
第1節	義援金の募集及び配分	38
第2節	災害弔意金等の支給及び災害援護資金等の貸付	38
第3節	租税及び公共料金等の特例措置	39
第4節	雇用対策	39
第5節	住宅建設の促進	39
第6節	被災者生活再建支援法の適用	40
第7節	被災施設の復旧	40
第8節	激甚災害の指定	40
第9節	復興計画の作成	41

第1章 災害予防計画

この計画は、災害の発生を未然に防止するため、平常時からこれに対処し災害予防を推進することについての計画である。

第1節 防災組織の整備

1 防災組織

震災対策計画 第1章第1節第1「防災組織の整備」に準じる。

2 茨城町水防協議会

水防法に基づき、茨城町の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査するための茨城町水防協議会を設置する。

3 防災関係機関

震災対策計画 第1章第1節第3 「防災組織等の活動体制の整備」に準じる。

第2節 水政

平常時から河川等の維持補修を行い、水害に対処するものである。現在は、水系を一貫として治水計画等がたてられ、順次実施されているが、近年の災害の特徴としては、流域内の都市化が進み降雨の河川への流出が早まるなどの影響が現れており、集中豪雨の時は流出量が増大し洪水の危険性が高まっているので、重要危険区域を定め、排水路の整備及び中小河川の改修を重点的に促進し、町域内を水害から守る。

また、ハザードマップの作成・配布等により、平常時から地域住民に対し浸水想定区域等の情報提供を行うとともに、災害時における避難指示・勧告・準備の基準及び誘導計画等を明確化し、避難誘導體制の整備を図るものとする。

1 整備方針

水災害の防止を図るため、排水路の整備を実施していく。

また、準用河川の整備に努め、潤沼川、潤沼前川等の一級河川の改修については関係機関に対して事業の整備促進を要望していく。

2 河川の現況

町を流れる一級河川及び準用河川の概況は次のとおりである。

<一級河川>

河川名	町域内の延長	河川管理者	指定年月日
潤沼川（潤沼含む）	20.00km	県知事	S41.4.1
潤沼前川	8.00km	〃	S40.4.1
寛政川	3.73km	〃	S40.4.1
若宮川	3.95km	〃	S51.4.10
後谷川	0.91km	〃	S44.4.1
巴川	3.40km	〃	S40.4.1
枝折川	1.09km	〃	S40.4.1

<準用河川（町管理）>

河川名	町域内の延長	流域面積	河川管理者	指定年月日
寛政川	4.53km	9.3km ²	茨城町	S49.3.30
若宮川	0.73km	2.1km ²	〃	〃
後谷川	1.90km	1.5km ²	〃	〃
洪川	5.50km	7.3km ²	〃	〃
小橋川	2.90km	2.0km ²	〃	〃
逆川	4.00km	7.3km ²	〃	〃
桜川	3.15km	3.5km ²	〃	〃
才川	2.30km	4.5km ²	〃	〃
黒川	2.95km	3.9km ²	〃	〃
赤穂川	1.80km	1.5km ²	〃	〃

3 重要水防区域

町内河川の重要水防区域は、資料「重要水防区域」のとおりである。

4 水防用設備、資器材

- (1) 町の水防用設備及び県有水防用設備は、資料26 「水防関係資料」のとおりである。
- (2) 町及び県の水防倉庫に水防上必要な備蓄資器材等は、資料26 「水防関係資料」のとおりである。
- (3) 町長は、1月末日現在の備蓄水防資器材を調査確認し、その結果を様式「水防備蓄資器材の現況報告について」より知事に報告する。

5 訓練

水防作業は、夜間悪天候の場合に行うことが多いので、実施に当たって円滑な作業が出来るよう次の要領で十分な訓練を行なうとともに、住民に対しても水防思想の高揚に努める。

- (1) 観測
- (2) 通報
- (3) 動員
- (4) 輸送
- (5) 工法
- (6) 水門（樋門）等の操作
- (7) 避難、立退き

第3節 土砂災害予防

災害時において迅速かつ的確な災害対策が実施できるよう町域内の土砂災害警戒区域を調査把握し、災害発生のおそれがあるときは事前に巡視警戒等を行い、災害の未然防止と被害の拡大防止を図るために、次の対策を実施する。

1 防災パトロールの実施

土砂災害を未然に防止し、また災害が発生した場合における被害を最小限に留めるために、事前措置として危険予想箇所について地形、地質、地下水、立木、排水施設、擁壁の状態及び土砂災害が生じた場合の付近家屋に及ぼす影響等を調査するため防災パトロールを実施する。

なお、実施時期は最も警戒を要する梅雨期及び台風期はもとより、豪雨が予想される時期などの前に適切な措置がとれるよう随時、実施する。

2 土砂災害（特別）警戒区域

土砂災害（特別）警戒区域は、土砂災害防止法の規定に基づいて県知事が指定する。

土砂災害の種類は、がけ崩れ、土石流、地すべりに分類されるが、本町で起こりうる土砂災害は、がけ崩れが想定される。がけ崩れは、雨や地震などの影響によって、土の抵抗力が弱まり、急激に斜面が崩れ落ちる災害である。

- ・資料12 土砂災害危険箇所の状況
- ・資料36 土砂災害ハザードマップ

3 所有者等に対する防災措置の指導

危険箇所調査の結果、必要に応じ危険予想箇所の所有者、管理者、占有者に対し擁壁及びその他必要な防災工事を施すなど改善措置をとるよう指導を実施する。

4 警戒避難体制の確立

危険箇所に対する防災措置が不完全である間、土砂災害の発生のおそれがある場合あるいは危険が切迫した場合、迅速かつ適切な勧告又は指示及び伝達ができるよう住民に対する警戒避難体制の確立を図る。

第4節 交通計画

災害に備えての道路及び橋梁の災害予防並びに維持補修を実施するものとする。

1 予防対策

(1) 道路建設上配慮すべき事項

- ア 平面線形，河川との接近及び湿地，沼等を避ける。
- イ 縦断線形，平坦地における切土法面はとらず，水田等を通過する場合は洪水による水位増に対し安全な高さをとる。
- ウ 横断勾配，路面水を速やかに側溝に流下させるに必要な勾配をとる。
- エ 路側，横断構造物，切土部において法長が大きく崩土のおそれのある箇所，盛土法面で常に水と接する部分（堤防併用），水田を通る部分等にはコンクリート擁壁，間知石積を施し，法面の保護を図る。
- オ 横断排水構造物は，洪水時に十分な排水のできる通水断面とする。
- カ 排水側溝，路面水を処理し速やかに排水路に導き，地下水が高く路面排水が困難な所は盲暗渠等を施す。
- キ 橋梁については常に橋脚の保護に努める。

(2) 迂回道路の調査

災害時において道路及び橋梁が被害を受けて，その早期復旧が困難で交通輸送に支障をきたす場合に対処するため，主要道路に連結する迂回道路をあらかじめ調査・把握し，緊急事態に備える。

(3) 緊急輸送道路の指定

災害時における避難者輸送及び応急対策に使用する資機材等の運搬を迅速かつ的確に実施するため，緊急道路の指定，整備を図る。

(4) 路線バス

町域内において，関東鉄道(株)・茨城交通(株)が主要幹線道路を運行している。これら路線バスについての防災予防については，防災業務計画に基づき各々実施するものとする。

第5節 文教

1 防災教育の実施

震災対策計画 第1章第4節第1 「防災教育」に準じる。

2 防災訓練の実施

震災対策計画 第1章第4節第2「防災訓練」に準じる。

3 防災施設等の整備・充実

震災対策計画 第1章第2節第1「防災まちづくりの推進」に準じる。

4 学校施設等の整備・充実

震災対策計画 第1章第4節第1「防災教育」に準じる。

5 文化財の保護

震災対策計画 第1章第2節第2「建築物の不燃化・耐震化の推進」に準じる。

第6節 農地農業

災害発生の地域性に鑑み、災害から農地及び農作物を保護するため事前にとるべき対策を定め、もって農地及び農作物の被害を未然に防止するものとする。

1 農地計画

農地は、地域環境の保全、水資源の涵養並びに町民に潤いや安らぎをもたらす緑豊かな自然環境の創造に重要な役割を果たすものであるため、都市的土地利用との整合を図りながら、農業用水の確保、基盤整備、農地整備、排水路整備及び土地改良事業の推進等優良農地の保全を図る。

2 農業計画

(1) 防護技術対策

災害から農畜産物を防護するため、農家に対し事前にとるべき対策を指導し、所要の対策を講じる。

・資料18 「農業の状況」

(2) 資機材の確保

ア 防除器具の整備

農家が病虫害防除器具等を整備し、災害時に円滑に使用できるように指導を行う。

イ 薬剤・飼料等

災害に備え薬剤・飼料等が迅速に確保されるよう農業協同組合等に必要量の備蓄を行うように指導する。

(3) 家畜対策

低湿地畜舎は周囲の土もり、排水路の整備を実施し、浸水等の場合を想定して倒壊流失の懸念のある畜舎の補修、家畜避難移動場所の確保を図るように農家を指導する。

3 気象による農業災害

気象に係る農業災害は、異常な気象現象によって発生している。

(1) 風水害

風水害は、主として台風や前線の活動に伴う豪雨により、冠水・流失など多く発生している。水稲の場合は、開花期、出穂期、幼穂形成期の順に生ずるが、一般に日雨量100mmを超えたときに被害が発生している。

(2) 干 害

降水量の寡少に起因する。降水強度や降水間隔によるもので一様ではないが月の降水量が平年の50%程度で発生している。

(3) 冷 害

夏期の天候の不順による異常低温により生ずる水稲や陸稲の生育期の障害であり、7～9月の最低気温18℃以下の日数が30日に達し、日照も平年の約50%に達した場合に発生している。その他、晩霜害は4～5月初めにかけて麦や馬鈴薯に被害が多く、ひょう害は規模は小さいものの5月末～6月中旬頃に発生しやすい。

・資料33 「農作物防護指導要領及び応急措置要領」

第7節 情報通信設備等の整備

1 情報通信設備の整備

震災対策計画 第1章第1節第4 「情報ネットワークの整備」に準じる。

2 防災情報システムの活用

震災対策計画 第1章第1節第4 「情報ネットワークの整備」に準じる。

3 アマチュア無線ボランティアの確保

震災対策計画 第1章第1節第4 「情報ネットワークの整備」に準じる。

第8節 気象業務整備

気象業務を的確に行い災害発生を未然に防止するとともに、災害時における迅速な行動を確保することに努める。

1 気象観測施設の整備

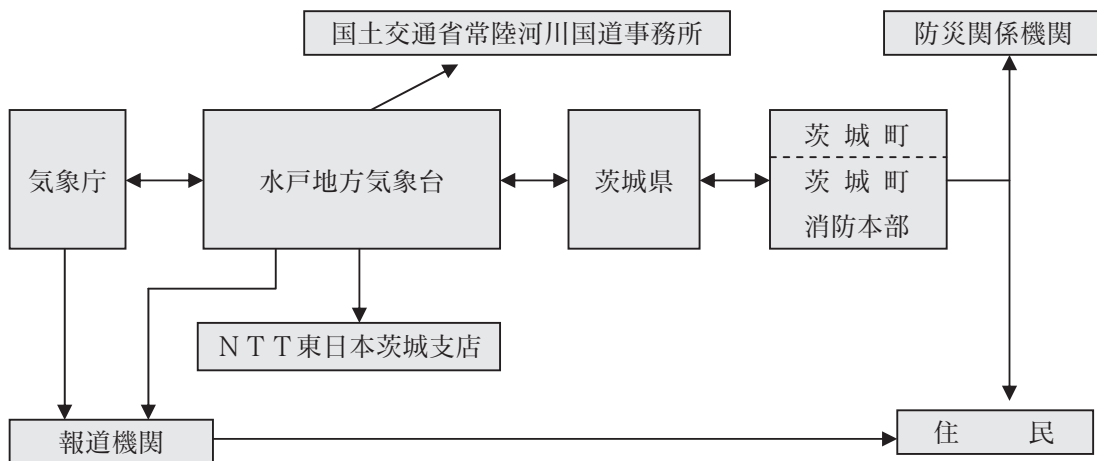
気象観測は各種の災害に対して重要な関連をもっているため、今後これら施設の整備を推進するとともに、必要箇所に観測機器の整備を図る。

2 気象情報の伝達

水戸地方気象台及び関係機関から気象情報等の連絡があり、又は周囲の状況から災害発生のおそれがあると町長が判断したときは、速やかにその状況を町防災行政用無線及び広報車等を使用し関係機関に通知するとともに、地域住民への周知を行う。

・資料7 「茨城町防災行政用無線の整備状況」

3 気象情報等通知組織



4 気象注意報及び警報の種類と発表基準

水戸地方気象台から発表される注意報とは、異常気象により被害が予想されるときに行うものであり、警報とは重大な被害が予想される場合に行うもので、発表基準としては、これら被害の一応の目安として設けたものである。

・資料22 「注意報及び警報の種類と発表基準」

第9節 災害用資機材及び食糧等整備

1 医薬品等の調達

震災対策計画 第1章第3節第3 「医療救護活動への備え」に準じる。

2 食糧等の調達

震災対策計画 第1章第3節第4 「被災者支援のための備え」に準じる。

3 資機材及び衣料品の調達

震災対策計画 第1章第3節第4 「被災者支援のための備え」に準じる。

4 食糧・資機材等の備蓄

震災対策計画 第1章第3節第4 「被災者支援のための備え」に準じる。

第10節 防災組織等の活動体制整備

1 自主防災組織の育成・連携

震災対策計画 第1章第1節第3 「防災組織等の活動体制の整備」に準じる。

2 事業所防災体制の強化

震災対策計画 第1章第1節第3 「防災組織等の活動体制の整備」に準じる。

3 ボランティア組織の育成・連携

震災対策計画 第1章第1節第3 「防災組織等の活動体制の整備」に準じる。

第11節 防災知識の普及

1 住民向けの防災教育

震災対策計画 第1章第4節第1 「防災教育」に準じる。

2 児童生徒等に対する防災教育

震災対策計画 第1章第4節第1 「防災教育」に準じる。

3 防災対策要員に対する防災教育

震災対策計画 第1章第4節第1 「防災教育」に準じる。

第12節 防災訓練

1 総合防災訓練

震災対策計画 第1章第4節第2 「防災訓練」に準じる。

2 町及び防災関係機関等が実施する訓練

震災対策計画 第1章第4節第2 「防災訓練」に準じる。

3 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練

震災対策計画 第1章第4節第2 「防災訓練」に準じる。

第13節 災害要援護者の安全確保

1 社会福祉施設等の安全体制確保

震災対策計画 第1章第3節第5 「災害時要援護者安全確保のための備え」に準じる。

2 在宅災害弱者の救護体制の確保

震災対策計画 第1章第3節第5 「災害時要援護者安全確保のための備え」に準じる。

3 外国人に対する防災対策の充実

震災対策計画 第1章第3節第5 「災害時要援護者安全確保のための備え」に準じる。

第2章 災害応急対策計画

第1節 組織

町域内にかかる災害を未然に防止するとともに、災害が発生した場合において、災害対策を実施するための組織に関することを定める。

1 防災体制概要

町域内における災害対策を実施するための組織として、町防災会議がある。また、応急対策を実施するため、町災害対策本部等を設置する。

2 風水害時の非常配備基準

体制区分		基準	災害対策本部等設置など
警戒体制	第1次	①台風の接近が予想されるとき。 ②大雨・洪水・強風等の警報が発令されたとき。 ③その他、生活経済部長が特に必要と認めたとき。	準備本部を設置する
	第2次	①水防待機水位を越え、はん濫注意水位を越えるおそれが予想されるとき。 ②土砂災害警戒情報の警戒Ⅰに達したとき。 ③避難準備情報を発するとき。 ④局地災害が発生したとき。 ⑤その他、副町長が特に必要と認めたとき。	災害警戒本部を設置する。 (役場大会議室)
非常体制	第1次	①はん濫注意水位を越え局地的な災害の発生が予想されるとき、又は発生したとき。 ②土砂災害警戒情報の警戒Ⅱに達したとき。 ③避難勧告・避難指示を発するとき。 ④町内の数箇所の地域に災害が発生した場合。 ⑤その他、町長が特に必要と認めたとき。	災害対策本部を設置する。 (役場大会議室)
	第2次	①大規模な災害の発生が予測されるとき、又は局地的な災害が発生し更に被害が拡大するおそれがあるとき。 ②その他、町長（災害対策本部長）が特に必要と認めたとき。	
	第3次	①大規模な災害が発生したとき。 ②その他、町長が特に必要と認めたとき。	

(注意) 土砂災害警戒情報の警戒Ⅰは、「土砂災害発生の危険性がやや高い状態」、
土砂災害警戒情報の警戒Ⅱは、「土砂災害警戒情報が発表される可能性がある状態」

(1) 準備本部

設置基準	①台風の接近が予想されるとき。 ②大雨・洪水・強風等の警報が発令されたとき。 ③その他、生活経済部長が特に必要と認めたとき。
本部会議	準備本部
本部長	生活経済部長
代決者	みどり環境課長
本部員	都市建設部長、消防長、みどり環境課長、道路管理課長、都市建設課長、消防本部警防課長 及び担当者
事務局	みどり環境課
対応及び担当課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象情報等の収集 (みどり環境課) ・ 河川、潤沼の巡視警戒 (消防本部・消防団) ・ 資機材の点検・整備 (消防本部・消防団) ・ 倒木、通行止めの準備・対応 (道路管理課) ・ 急傾斜地パトロールの準備・巡回 (都市建設課)
廃止基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害警戒本部を設置したとき。 ・ 災害の発生するおそれが解消したとき。

(2) 茨城町災害警戒本部

茨城町災害警戒本部（以下「災害警戒本部」という。）は町域内に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、茨城町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置するまで又は設置するまでに至らないと認められる場合において、副町長を本部長とし、災害情報の収集及び応急対策等の実施を任務とする機関である。

設置基準	①水防待機水位を越え、はん濫注意水位を越えるおそれが予想されるとき。 ②土砂災害警戒情報の警戒Ⅰに達したとき。 ③避難準備情報を発するとき。 ④局地災害が発生したとき。 ⑤その他、副町長が特に必要と認めたとき。
本部会議	・災害警戒本部に災害警戒本部会議を置く。 ・災害警戒本部会議は、災害予防及び災害応急対策に関する重要な事項について審議決定し、その実施を推進する。 ・災害警戒本部会議は、本部長が必要と認めたとき招集し、議長となる。
本部長	副町長
副本部長	生活経済部長
代決者	(第1)生活経済部長 (第2)みどり環境課長
本部員	教育長、総務部長、保健福祉部長、都市建設部長、教育次長、会計管理者、消防長、消防団長
本部連絡員	・本部会議に本部連絡員を置き、次の事務を担当させるものとする。 ア 本部長指令及び本部会議決定事項の所属部内への伝達又は連絡に関すること。 イ 所属部内の情報の収集・整理、被害状況の把握、応急対策状況等の報告及び部内各班の連絡調整に関すること。 ・本部連絡員は次のとおり 総務課長、道路管理課長、都市建設課長、社会福祉課長、農業政策課長、学校教育課長、消防本部警防課長
事務局	みどり環境課
配備内容	局地災害に直ちに対処できる体制。災害の発生を防御するための措置を強化し、災害の拡大を防止するための措置に必要な準備を開始するほか、通信情報活動を主とする体制。 ・気象情報等の収集 (みどり環境課) ・河川、澗沼の警戒 (消防本部・消防団) ・倒木、通行止めの対応 (道路管理課) ・急傾斜地パトロールの巡回 (都市建設課)
審議事項	・災害情報の収集、管理、伝達及び広報に関すること。 ・災害応急対策の実施及び調整に関すること。 ・重大な災害が予想される場合、災害対策本部設置の検討に関すること。 ・災害警戒本部の廃止に関すること。 ・その他災害対策に関すること。
廃止基準	・災害対策本部が設置されたとき。 ・予想された災害の危険が解消したと認められるとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認められるとき、本部長は町長に報告し、その指示により災害警戒本部を廃止する。

(3) 災害対策本部

災害対策本部は、災害対策基本法、茨城町災害対策本部条例（昭和39年条例第267号）に基づき、町域内に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において町長が設置する機関で、町長を本部長とし、災害予防及び災害応急対策の実施を任務とする機関である。

設 置 基 準	<p>①はん濫注意水位を越え局地的な災害の発生が予想される時、又は発生したとき。</p> <p>②土砂災害警戒情報の警戒Ⅱに達したとき。</p> <p>③避難勧告・避難指示を発するとき。</p> <p>④町内の数箇所地域に災害が発生した場合。</p> <p>⑤その他、町長が特に必要と認めたとき。</p>
本 部 会 議	<ul style="list-style-type: none"> ・本部に災害対策本部会議（以下「本部会議」という。）を置く。 ・本部会議は本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。 ・本部会議は、災害予防及び災害応急対策に関する重要な事項について審議決定し、その実施を推進する。 ・本部員は、災害情報、被害情報及び災害応急対策の状況その他必要な事項について随時、本部会議に報告する。 ・本部会議は、本部長が必要の都度招集し、議長となる。 ・本部長は、必要により防災関係機関等の代表者の参画を要請する。 ・本部会議決定事項のうち職員に周知を要すると認めたものについて本部員は、速やかにその徹底を図る。
本 部 長	町長
副 本 部 長	副町長、生活経済部長
代 決 者	(第1) 副町長 (第2) 生活経済部長
本 部 員	教育長、総務部長、保健福祉部長、都市建設部長、教育次長、会計管理者、消防長、消防団長
本 部 連 絡 員	<ul style="list-style-type: none"> ・本部会議に本部連絡員を置き、次の事務を担当させるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ア 本部長指令及び本部会議決定事項の所属部内への伝達又は連絡に関すること。 イ 所属部内の情報の収集・整理・被害状況の把握、応急対策状況等の報告及び部内各班の連絡調整に関すること。 ・本部連絡員は次のとおり 総務課長、道路管理課長、都市建設課長、社会福祉課長、農業政策課長、学校教育課長、消防本部警防課長
事 務 局	みどり環境課
配 備 内 容	<p>(第1次) 数箇所の地域についての災害に直ちに対処できる体制。</p> <p>(第2次) 災害に直ちに対処できる体制とし、避難所の設営その他災害応急対策及び復旧対策活動が遂行できる体制。</p> <p>(第3次) 本部の総力をもって災害応急対策及び復旧対策活動が遂行できる体制。</p>

審 議 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・本部の配備体制に関する事。 ・本部の廃止に関する事。 ・災害情報の収集及び伝達に関する事。 ・避難の勧告又は指示に関する事。 ・茨城県及び関係防災機関等に対する応援の要請に関する事。 ・隣接市町村との相互応援に関する事。 ・自衛隊の派遣要請に関する事。 ・災害救助法の適用要請に関する事。 ・その他、災害対策に関する事。
廃 止 基 準	<ul style="list-style-type: none"> ①災害応急対策が概ね完了した場合 ②その他町長が必要なしと認めた場合
設置及び廃止の通知	災害対策本部を設置又は廃止したときは、速やかに知事及び防災関係機関に通知する。

(4) 現地災害対策本部の設置

震災対策計画 第2章第1節第1 「災害対策本部」に準じる

(5) 本部の設置場所

震災対策計画 第2章第1節第1 「災害対策本部」に準じる。

(6) 事務分掌

震災対策計画 第2章第1節第1 「災害対策本部」に準じる。

第2節 動 員

災害応急対策活動に対し必要な人員を動員し、災害応急対策活動を円滑に実施するため次のとおり定める。

1 職員の動員・配備

震災対策計画 第2章第1節第2 「職員の参集・動員」に準じる。

職員の配備人員は、次ページの風水害対策職員配備人員を参照

2 配備体制の決定

(1) 警戒体制の決定

ア 第1次警戒体制の決定

気象情報及び被害情報等に基づき生活経済部長が決定する。

イ 第2次警戒体制の決定

気象情報及び被害情報等に基づき生活経済部長の報告のもとに、副町長が状況を判断し決定する。

(2) 非常体制の決定

副町長の報告をもとに、町長が状況を判断し決定する。

ただし、緊急を要し、町長が不在又は連絡不能の場合は、副町長、生活経済部長の順でその権限を代行する。

3 動員方法

震災対策計画 第2章第1節第2 「職員の参集・動員」に準じる。

4 自主参集

全ての職員は、勤務時間外において、重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、放送機関等による災害情報を視聴し災害の状況を把握するとともに、動員基準に該当する場合は、動員命令を待たずに自主登庁するよう努める。なお、あらかじめ定められた防災関係職員は、原則として速やかに参集する。

5 非常参集

職員は、動員命令による登庁又は自主参集にあたって、災害その他の事情により所属勤務課所に登庁できないときは、最寄りの公民館、学校等の町施設に参集し、当該機関の長の指示を受け、災害応急対策活動に従事する。その場合、その旨を所属長に報告し、承諾を得る。

6 動員状況報告

震災対策計画 第2章第1節第2 「職員の参集・動員」に準じる。

7 応急及び協力要請

震災対策計画 第2章第1節第2 「職員の参集・動員」に準じる。

風水害対策 職員配備人員

部	課	職員 人数	警戒配備体制		非常配備体制		
			1次	2次	1次	2次	3次
総務部	総務部長	1		1	1	1	1
	総務課	9		2	5	7	9
	まちづくり推進課	11		1	6	9	11
	財政課	9		1	4	7	9
	税務課	13		1	6	9	13
	収納対策課	8		1	4	6	8
	議会事務局	3		1	1	2	3
	会計課	5		1	2	3	5
保健福祉部	保健福祉部長	1		1	1	1	1
	社会福祉課	14		3	10	12	14
	保険課	13		3	8	10	13
	健康増進課	8		2	4	6	8
	こども課	6		1	3	4	6
生活経済部	生活経済部長	1	1	1	1	1	1
	みどり環境課	9	4	9	9	9	9
	町民課	10		1	3	7	10
	農業政策課	14		2	7	10	14
	地域産業課	7		1	4	5	7
	農業委員会	5		1	2	3	5
都市建設部	都市建設部長	1	1	1	1	1	1
	都市建設課	15	3	6	10	15	15
	道路管理課	12	3	6	12	12	12
	下水道課	12		4	8	12	12
	水道課	13		4	8	13	13
教育部	教育次長	1		1	1	1	1
	学校教育課	27		2	12	15	27
	生涯学習課	8		2	4	6	8
	図書館	5		1	2	3	5
	給食調理場	4		1	3	4	4
本庁職員合計		245	12	62	142	194	245
消防本部	消防長	1	1	1	1	1	1
	消防本部	10	1	8	10	10	10
	消防署	36		18	36	36	36
	消防団	285			70	150	285

第3節 通信手段の確保

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合における情報の収集・伝達及び被害状況等の報告並びに災害応急対策等の実施状況についての通信連絡を迅速、的確に行う。

1 公衆電気通信設備の利用

震災対策計画 第2章第2節第1 「通信手段の確保」に準じる。

2 専用通信設備の利用

震災対策計画 第2章第2節第1 「通信手段の確保」に準じる。

3 公衆電気通信設備が利用できない場合

震災対策計画 第2章第2節第1 「通信手段の確保」に準じる。

第4節 気象情報等

気象及び水防に関する注意報、警報及び情報の伝達、災害情報の収集、災害応急対策に必要な命令の伝達等を迅速確実に実施する。

1 気象情報等の収集・伝達

(1) 気象情報、警報等の種類

情報源	情報の種類	情報の内容
気象台	大雨注意報・警報	大雨による地面現象（がけ崩れ等）や浸水による被害が予想される区域
	洪水注意報・警報	大雨、長雨などで河川が増水して堤防等が損傷を受け、浸水等の被害が発生することが予想される区域
	記録的短時間大雨情報	大雨警報発表中に、数年に1回程度の激しい短時間の大雨を観測、又は解析した区域
	気象情報	警報や注意報に先立つ注意呼び掛け、警報や注意報の内容を補完
	台風情報	台風の実況と予報
	アメダス	地上観測雨量、積雪深の実況
	レーダー	レーダー観測の降水強度分布の実況
	降水短時間予報	6時間先までの降水量分布の予測
降水ナウキャスト	60分先までの降水強度分布の予測	
県・気象台	土砂災害警戒情報	土砂災害の危険度が高まった市町村
県	水位	河川の水位の状況（高橋、長岡橋、下石崎）
	雨量	地上観測雨量の実況（役場、涸沼）
国	洪水予報	河川水位の状況により、必要な避難措置等のレベルを警告
	水防警報	河川水位の状況により、必要な水防活動のレベルを警告

(2) 気象情報等の伝達

町長は、県等から通報をうけた情報を速やかに判断し、必要とする場合は住民等に対し町防災行政用無線等を使用して伝達する。

(3) 東日本電信電話株式会社（NTT東日本）関係

水戸地方気象台からNTT東日本に通報された警報は、NTT東日本の通信システムにより町に伝達される。この場合警報の種類だけで内容については伝達されない。

〈警報の種類〉

- ・暴風警報
- ・波浪警報
- ・暴風雪警報
- ・洪水警報
- ・大雨警報
- ・高潮警報
- ・大雪警報

(4) 日本放送協会（NHK）関係

水戸地方気象台からNHK水戸放送局に気象専用回線を通じて通報された警報等は直ちに放送されることになっており、茨城放送（IBS）もこれに準じている。

2 土砂災害警戒情報

大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まり、より嚴重な警戒が必要な場合に、町の防災活動や住民の避難行動を支援するため、土砂災害警戒情報が県から防災情報ネットワークシステムにより伝達される。

3 那珂川洪水予報（注意報・警報又は情報）

水戸地方気象台と国土交通省関東地方整備局常陸河川国道事務所が共同で発表する那珂川洪水予報（注意報・警報又は情報）は、茨城県水戸土木事務所を通じて伝達される。

4 異常現象発見者の通報義務

震災対策計画 第2章第2節第2 「災害情報の収集・伝達・報告」に準じる。

第5節 災害情報の収集・伝達

1 災害情報の収集・伝達

震災対策計画第2章第2節第2 「災害情報の収集・伝達・報告」に準じる。

2 被害情報・措置情報の調査・報告

震災対策計画第2章第2節第2 「災害情報の収集・伝達・報告」に準じる。

第6節 広報

1 広報活動

震災対策計画第2章第2節第3 「災害情報の広報」に準じる。

第7節 消火活動・救出・救助活動

活動体制の整備，危険区域の調査，応急協力体制の確立その他消防活動の実施に必要な事項を定めることによって，災害時における消防活動を円滑，適切に実施する。

1 消防活動

震災対策計画第2章第4節第3 「消火活動，救助・救急活動，水防活動」に準じる。

2 救助・救急活動

震災対策計画第2章第4節第3 「消火活動，救助・救急活動，水防活動」に準じる。

第8節 水防活動

河川，湖沼等の洪水等による水害が発生し，又は発生するおそれがある場合において，水災を警戒・防御し，これらによる被害の軽減を図るため必要な事項を定める。

1 実施機関

(1) 水防活動は，水防法第4条の規定に基づき県知事から指定された指定水防管理団体の責任者として，町長が実施する。

(2) 町限りで困難の場合は，近隣市町村，県，国及び防災関係機関の応援を得て実施する。

2 水防本部組織

(1) 町長は，洪水等についての水防活動の必要があると認めたと時からその危険が除去するまでの間，茨城町役場内に水防本部を設置し水防事務を処理する。

(2) 水防本部事務局は茨城町消防本部に置く。

(3) 水防本部は，茨城町災害対策本部が設けられた場合は同本部に統合される。

(4) 水防本部の組織及び事務分掌は，資料25 「茨城町水防本部の組織及び事務分掌」のとおりとする。

3 巡視・警戒

- (1) 町長は、水防法第9条の定めるところに従い、随時区域内の河川、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川管理者（常陸河川国道事務所水戸出張所長、水戸土木事務所長）に連絡して必要な措置を要請する。
- (2) 町長は、第2次警戒体制に切替えたときから、水防区域の監視及び警戒を厳重にし、既往の被害箇所や重要水防区域箇所を中心として巡視を行う。
特に次のことに注意し、異常を発見した場合は、直ちに水戸土木事務所長に報告するとともに、水防作業を開始する。
 - ア 堤防居住地側の漏水等による亀裂及び欠け崩れ
 - イ 堤防川側で水当たりの強い場所の亀裂または欠け崩れ
 - ウ 堤防の上端の亀裂又は沈下
 - エ 堤防の越水
 - オ 水門の両袖または底部よりの漏水と扉の締まり具合
 - カ 橋梁その他の構造物と堤防との取合わせ部の異状

4 重要水防区域

町内河川の重要水防区域は、資料26 「水防関係資料」内の「重要水防区域評定基準」に基づき、指定した「重要水防区域」のとおりである。

5 農業用取水堰、水門等の操作

- (1) 農業用取水堰、水門等の名称及び場所並びに管理責任者は、資料26 「水防関係資料」内の「主要な取水堰、水門等」のとおりである。
- (2) 農業用取水堰、水門等の開閉操作は、施設の管理責任者と協議により開閉を行う。
- (3) 町長は、茨城県水防計画第5章2に基づき農業用取水堰、水門等について増水の状況により、その状態を水戸土木事務所長に連絡する。
・資料26 「主要な取水堰、水門等」

6 水防用設備・資器材並びに輸送

- (1) 水防用設備
町の水防用設備及び県有水防用設備は、資料26 「水防関係資料」内の「水防用設備」のとおりである。
- (2) 水防用資器材
町及び県の水防倉庫に水防上必要な備蓄資器材等は、資料26 「水防関係資料」内の「水防倉庫資器材等」のとおりである。

(3) 資器材等の輸送

災害の発生が予測される時、又は災害が現に発生したときには必要物資の輸送車を確保するものとする。町有車両は資料「町有車両の状況」のとおりである。

- ・資料「水防用設備」
- ・資料「水防倉庫資器材等」
- ・資料「町有車両の状況」

7 通信連絡設備等

水防時における通信連絡設備等は、本章第3節「通信手段の確保」に定める。

8 洪水予報

町長は、洪水予報の通知、又は水防警報が発せられたとき、正確な気象情報等を関係機関への伝達及び住民に対しての周知を行なう。

洪水注意報・警報基準

注・警報名	所在地	流域雨量指数基準
洪水注意報	1時間雨量30ミリ以上	澗沼川流域 = 11 澗沼前川流域 = 10
洪水警報	1時間雨量60ミリ以上	澗沼川流域 = 20 澗沼前川流域 = 12

国土交通大臣が行う水防警報

河川名	位置	基準水位 観測所名	はん濫 注意水位	避難判断 水位	計画高 水位
澗沼川	下石崎海東～ 那珂川合流点	水府橋	4.00	7.40	—

- ・資料22「注意報・警報の種類と発表基準」

9 観測通報

(1) 雨量の観測通報

ア 雨量観測所の位置は次のとおりとする。

所在地	事務所名	摘要
茨城町小堤1080	茨城町役場	テレメーター

- イ 雨量観測所の観測者は、次の雨量に達したとき遅滞なく町長に報告する。
 1時間雨量30ミリ以上かつ総雨量70ミリ以上（大雨・洪水注意報基準）
 3時間雨量50ミリ以上かつ総雨量70ミリ以上（大雨・洪水注意報基準）
 1時間雨量50ミリ以上（大雨・洪水警報基準）

(2) 水位の通報

水位の変動を監視し、次の水位に達したときは遅滞なく町長に報告する。

- ア 水防団待機水位（通報水位）に達したとき
 イ 以後、水防団待機水位（通報水位）以下となるまでの間、毎時間
 ウ はん濫注意水位（警戒水位）に達したとき
 エ 最高水位に達したとき
 オ はん濫注意水位（警戒水位）をさがったとき
 カ 急激に水位上昇したとき

(3) 水位標、水防団待機水位、はん濫注意水位

各河川の水位標の位置及び水防団待機水位、はん濫注意水位は、次のとおりとする。

(単位m)

河川名	標名	所在地	平水位	消防団待機水位	はん濫注意水位	計画高水位	既往最高水位 最高水位年月日
澗沼川	高橋	茨城町奥谷	0.80	3.10	3.50	5.29	3.43 H 11.7.14
澗沼川	下石崎	茨城町下石崎	0.64	1.30	1.54		4.00 S 13.6.30
澗沼前川	長岡橋	茨城町長岡	0.63				1.48 H 11.7.14

備考 長岡橋の水防団待機水位・はん濫注意水位は澗沼前川堤防の高上げ工事が完了していないので定められていない

10 水防活動

(1) 水防活動

町長は、大雨、洪水等の警報が通知されたとき、水防警報が発せられたとき、又は水防上必要であると認めた時には、すみやかに本章第3節「動員」に基づき出動又は出動の準備をさせ水防活動を行う。

(2) 水防信号

水防に用いる信号は、次のとおりとする。

- ア 第1信号 はん濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせる。
- イ 第2信号 消防機関に属する者の全員が、出動すべきことを知らせる。
- ウ 第3信号 茨城町の区域内に居住する者が、出動すべきことを知らせる。
- エ 第4信号 必要と認める区域内の居住者に、避難のため立ち退くべきことを知らせる。

種 別	警 鐘 信 号	サイレン信号（余いん防止付）
第1信号	○休止○休止○休止○	約5秒 約5秒 約5秒 約5秒 —— 休止 —— 休止 —— 休止 —— 約15秒 約15秒 約15秒
第2信号	○-○-○ ○-○-○	約5秒 約5秒 約5秒 約5秒 —— 休止 —— 休止 —— 休止 —— 約6秒 約6秒 約6秒
第3信号	○-○-○-○ ○-○-○-○	約10秒 約10秒 約10秒 約10秒 —— 休止 —— 休止 —— 休止 —— 約5秒 約5秒 約5秒
第4信号	乱 打	約1秒 約1秒 約1秒 約1秒 —— 休止 —— 休止 —— 休止 —— 約5秒 約5秒 約5秒

- 備 考
- 1 信号継続時間は適宜とする。
 - 2 必要があれば、警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げない。
 - 3 危険があったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

(3) 水防作業

水防工法は、堤防の組成材料、流速、堤防斜面、護岸の状況等を考慮して、最も有効でしかも使用材料がその付近で得やすい工法を施工すること。

(4) 公用負担

ア 水防のため緊急の必要があるときは、町長は水防の現場において次の権限を行使することが出来る。

- ①必要な土地の一時使用
- ②土石、竹木、その他の資材の使用、若しくは収用
- ③車、その他の運搬具、若しくは器具の使用
- ④工作物、その他の障害物の処分

イ 公用負担権限委任証明書

水防法第28条の規定により、公用負担を命ずる権限を行使する町長及びその委任を受けた者は、様式13 「公用負担権限委任証明書」を携行し、必要ある場合は、これを提示する。

ウ 公用負担命令票

公用負担を命ずる権限を行使する際は、原則として町長発行の様式14 「公用負担命令票」を目的物の所有者、管理者又はこれらに準ずべき者に直接交付する。

(5) 避難のための立退き

ア 避難の指示

町長は、洪水又は、崖崩れ等により著しく危険が切迫していると認められるときは、水防信号又は町防災行政無線等を利用し、危険区域内の居住者に対し避難のための立退き、又はその準備を指示する。なお、避難の指示をする場合は、水戸警察署長にその旨を通知する。

イ 避難場所

危険区域内居住者の避難場所は本章第12節「避難」に定める避難所等とする。

(6) 水防解除

町長は、水位がはん濫注意水位以下となり、水防警戒の必要がなくなったときは、水防解除を命ずるとともに、一般に周知させ、この旨を水戸土木事務所長に報告し、関係機関に通知する。

11 決壊時の処置

(1) 決壊時の通報

町長は、堤防等が決壊し、又はこれに準ずべき事態が発生した場合には、水防法第25条の規定により、直ちにその旨を水戸土木事務所長等に報告するとともに、はん濫が予想される関係市町村及び関係機関に通報する。

(2) 決壊後の処理

町長は、堤防等の決壊後においても、出来る限りはん濫による被害の拡大阻止に努める。

12 協力応援

(1) 警察官の援助要請

町長は、水防のため必要があると認めたときは、水防法第22条の規定により、警察官の援助を要請する。

(2) 居住者等の水防義務

町長は、水防のためやむを得ない必要があると認めるときは、水防法第24条の規定により居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

(3) 自衛隊の派遣要請

ア 派遣要請

町長は、住民の生命又は財産の保護のため必要と判断したときは、知事に対し自衛隊の派遣を要請する。

イ 派遣要請手続等

本章第11節「自衛隊の派遣要請」による。

13 水防報告

(1) 緊急報告

町長は、次の場合すみやかに様式「(河川施設災害・水防活動・一般被害・避難)状況報告書」により水戸土木事務所長に報告する。

ア はん濫注意水位(警戒水位)に達したとき、又はそれ以外の場合で消防機関が出動したとき。

イ 水防作業を開始したとき。

ウ 堤防等に異常を発見したとき及びこれに関する処置を行なったとき。

エ 一般被害の生じたとき。

(2) 水防てん末報告

町長は水防が終結したときは、水防活動終了後2日以内に次の事項を取りまとめ、様式「水防てん末報告書」により水戸土木事務所を経由して県知事に報告する。

ア 気象の状況

イ 増水、雨量、水位の状況

ウ 水防団員及び消防機関に属する者の出動、終結の時刻及び人員

エ 堤防その他の施設等の異常の有無

オ 水防作業の状況及び結果

カ 使用水防資材の種類及び員数、経費並びにその消耗分と回収分

キ 水防法第28条による公用負担下命の種類及び員数

ク 応援の状況

ケ 居住者の出動状況

コ 警察、自衛隊援助の状況

サ 現場指導員氏名

シ 避難立退きの状況

ス 水防関係者の死傷状況

セ 功労者及びその功績について

ソ 今後の水防につき考慮を要する点、その他水防管理者の所見

・様式15 「(河川施設災害・水防活動・一般被害・避難)状況報告書」

・様式16 「水防てん末報告書」

第9節 土砂災害対策

降雨等により土砂災害の発生が予想される場合、降雨等の情報を把握するとともに必要な体制を確立し、関係機関と緊密な連携のもとに災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速、的確な応急対策を実施する。

1 土砂災害に関する情報の収集及び伝達

(1) 情報の収集

土砂災害の被害を最小限度にとどめるため、雨量情報、県及び水戸気象台から発表される土砂災害警戒情報並びに住民からの前兆現象や近隣の災害発生情報等についての情報収集を行う。

注：土砂災害警戒情報の発表および解除は、それぞれ次の項目のいずれかに該当する場合に県と水戸地方気象台が協議して発表される。

【発表】

大雨により土砂災害の危険度が高まった市町村を特定し、今後2時間以内に土砂災害が発生するおそれが高まったときに発表となる。

【解除】

降雨の実況値を基に作成した指標が監視基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるときや、無降雨状態が長時間続いている場合。

(2) 住民等への伝達

土砂災害警戒情報が発表された場合、又は土砂災害の発生が予想される場合は、住民等に対し早急に注意を喚起し、又は警戒避難等の指示、伝達を行う。特に、具体的に危険が予想される危険区域の住民等に対しては、個別伝達等により最優先で伝達する。伝達方法等は、震災計画第2章第2節第3「災害情報の広報」に準ずる。

2 土砂災害警戒区域・急傾斜地危険箇所

町内の土砂災害警戒区域及び急傾斜地危険箇所は、資料12 「土砂災害警戒区域箇所の状況」のとおり。

3 警戒監視

(1) 土砂災害警戒情報が発表されたとき、又は地域で土砂災害の兆候が認められる等の実態が把握された場合は、警戒監視体制を強化する。

(2) 土砂災害発生後は、被害実態の早期把握に努める。

(3) 土砂災害発生後は、特に二次災害の発生に対処するため、降雨地の気象状況の十分な把握に努め、崩壊面、周辺斜面及び堆積土砂等について、安全に留意し監視を実施する。

4 避難の勧告・指示等

町長は、土砂災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護するため特に必要があると認めるときは、住民等に対し避難の勧告・指示等を行う。

避難のための立退きを勧告、若しくは指示、又は立退き先を指示したとき、並びに避難の必要がなくなったときはその旨を県知事に報告する。

5 土砂災害の防止措置

降雨継続等によりがけ崩れ等が発生し、又は発生しようとしているときは、がけ崩れ等危険箇所及びその周辺へのシート被覆、応急排水路の設置等による応急的な防止措置を講じる。

6 警戒区域の設定

震災対策計画第2章第4節第1「避難・勧告・誘導」に準じる。

7 応援要請

震災対策計画第2章第3節「応援・派遣」に準じる。

第10節 相互応援協力要請

1 応援要請の実施

震災対策計画第2章第3節第2「応援要請・受入体制の確保」に準じる。

2 応援受入体制の確保

震災対策計画第2章第3節第2「応援要請・受入体制の確保」に準じる。

3 消防機関の応援要請，受入体制の確保

震災対策計画第2章第3節第2「応援要請・受入体制の確保」に準じる。

第11節 自衛隊の災害派遣要請

1 自衛隊に対する災害派遣要請

震災対策計画第2章第3節第1「自衛隊派遣要請・受入体制の確保」に準じる。

2 自衛隊の判断による災害派遣

震災対策計画第2章第3節第1「自衛隊派遣要請・受入体制の確保」に準じる。

3 自衛隊受入れ体制の確立

震災対策計画第2章第3節第1「自衛隊派遣要請・受入体制の確保」に準じる。

第12節 避 難

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、危険地域にいる住民等に対し避難の勧告、指示を行い、安全な地域に避難させ、必要に応じて避難施設に収容し、人命の保護その他災害の拡大防止を図る。

1 事前避難

災害時に事前避難を必要とする地域は、あらかじめ水戸警察署と協議して定めておき、その地域の住民等に対しては、避難所及び避難方法等を周知徹底するとともに、災害時には指定避難所に積極的に自主避難するよう周知を図る。

2 避難の勧告・指示・準備（災害要援護者避難）情報

災害が発生し又は発生するおそれがあり、そのために人命の保護、その他災害の拡大防止等、特に必要があると認められるときは、危険地域にいる住民等に対し避難のための必要な立退きを勧告し、又は指示を行う。

(1) 実施責任者

震災対策計画第2章第4節第1「避難勧告・指示・誘導」に準じる。

(2) 避難の勧告、指示、避難準備情報の基準

河川の氾濫による被害が予想される区域については、河川水位を指標とし、土砂災害警戒区域については、土砂災害警戒情報を指標とし判断する。なお、判断にあたっては、町内の水位・雨量のほか、上流部の雨量、河口部の潮位、气象台や河川管理者の助言、現場の巡視報告、通報等も参考として、総合的かつ迅速に行う。

避難勧告等の意味合いと判断の目安

区分	発令時の状況	住民に求める行動	判断基準
災害準備情報	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者等，特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階にあり，人的被害の高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者等，特に避難行動に時間を要する者は，計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） 上記以外の者は，家族等との連絡，非常用持出品の用意等，避難準備を開始 	<ul style="list-style-type: none"> 【河川水位】 <ul style="list-style-type: none"> 水防団待機水位を越えるとき 【土砂災害警戒区域】 <ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報の警戒Ⅰに達したとき
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり，人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者は，計画された避難場所等への避難行動を開始 	<ul style="list-style-type: none"> 【災害共通】 <ul style="list-style-type: none"> 災害の前兆がある場合 【河川水位】 <ul style="list-style-type: none"> はん濫注意水位を越えたとき 【土砂災害警戒区域】 <ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報の警戒Ⅱに達したとき
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生や現在の切迫した状況から，人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 堤防の隣接地等，地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令後で避難中の住民は，確実な避難行動を直ちに完了 未だ避難していない対象住民は，直ちに避難行動に移るとともに，そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動 	<ul style="list-style-type: none"> 【災害共通】 <ul style="list-style-type: none"> 切迫した災害の前兆があるとき

(注) 土砂災害警戒情報の警戒Ⅰは、「土砂災害発生の危険性がやや高い状態」，警戒Ⅱは、「土砂災害警戒情報が発表される可能性がある状態」

(3) 避難の勧告，指示及び避難準備（災害時要援護者避難）情報の内容及び周知
震災対策計画第2章第4節第1「避難勧告・指示・誘導」に準じる。

3 警戒区域の設定

震災対策計画第2章第4節第1「避難勧告・指示・誘導」に準じる。

4 避難の誘導

震災対策計画第2章第4節第1「避難勧告・指示・誘導」に準じる。

5 避難所の開設・運営

震災対策計画第2章第5節第2「避難生活の確保，健康管理」に準じる。

第13節 緊急輸送

1 緊急輸送の実施

震災対策計画第2章第4節第2「緊急輸送」に準じる。

2 緊急輸送道路の確保

震災対策計画第2章第4節第2「緊急輸送」に準じる。

3 緊急通行車両の確認（緊急通行車両標章及び証明書の交付）

震災対策計画第2章第4節第2「緊急輸送」に準じる。

4 ヘリコプターの受け入れ

震災対策計画第2章第3節第1「自衛隊派遣要請・受入体制の確保」に準じる。

第14節 農地農業対策

1 農地

震災対策計画第2章第7節第2「土木施設の応急復旧」に準じる。

2 農業

(1) 農作物の応急措置

農作物について被害が発生したときは、農業協同組合等農業団体と協力して、被害の実態に即し必要な技術対策指導を行い、農作物被害の軽減を図る。

(2) 家畜に対する応急措置

家畜及び畜舎が被災した場合は、畜産関係団体等の協力を得て、次による応急措置及び防除指導を行い、被害の軽減を図る。

ア 風 害

- ①被害畜舎の早期修理、復旧に努める。
- ②外傷家畜の治療と看護に努める。
- ③事故圧死病傷畜の早期処置により余病の併発を防止する。

イ 水 害

- ①畜舎内浸水汚物の排除清掃を図る。
- ②乾燥後畜舎内外の消毒を励行する。
- ③家畜防疫員による災害地域家畜の一斉健康診断を実施し、あわせて病傷家畜に対する応急手当をうける。
- ④栄養快復のため飼料調達並びに供給に努める。
- ⑤必要に応じ発病が予想される家畜伝染病の緊急予防注射を実施する。

・資料「農作物の応急措置要領」

第15節 応急医療

1 応急医療活動

震災対策計画第2章第4節第4「応急医療」に準じる。

2 後方支援活動

震災対策計画第2章第4節第4「応急医療」に準じる。

第16節 応急教育・応急保育

1 児童生徒園児等の安全確保

震災対策計画第2章第5節第7「応急教育・応急保育」に準じる。

2 応急教育・応急保育

震災対策計画第2章第5節第7「応急教育・応急保育」に準じる。

第17節 ボランティア活動の支援

1 一般ボランティア「受入れ窓口」の設置・運営

震災対策計画第2章第5節第3「ボランティア活動の支援」に準じる。

2 ボランティア「受入れ窓口」との連携・協力

震災対策計画第2章第5節第3「ボランティア活動の支援」に準じる。

第18節 生活救援物資の供給

1 食料，生活必需品の供給

震災対策計画第2章第5節第5「生活救援物資の供給」に準じる。

2 応急給水の実施

震災対策計画第2章第5節第5「生活救援物資の供給」に準じる。

第19節 災害時要援護者の安全確保

- 1 **社会福祉施設入所者等に対する安全確保対策**
震災対策計画第2章第5節第6「災害時要援護者の安全確保」に準じる。
- 2 **在宅災害弱者に対する安全確保対策**
震災対策計画第2章第5節第6「災害時要援護者の安全確保」に準じる。
- 3 **外国人に対する安全確保対策**
震災対策計画第2章第5節第6「災害時要援護者の安全確保」に準じる。

第20節 災害救助法の適用

- 1 **被害状況の把握及び認定**
震災対策計画第2章第6節「災害救助法の適用」に準じる。
- 2 **災害救助法の適用基準**
震災対策計画第2章第6節「災害救助法の適用」に準じる。
- 3 **救助法の適用手続き**
震災対策計画第2章第6節「災害救助法の適用」に準じる。
- 4 **救助法による救助**
震災対策計画第2章第6節「災害救助法の適用」に準じる。
- 5 **郵政事業に係る特別取扱い**
震災対策計画第2章第6節「災害救助法の適用」に準じる。

第21節 土木施設の応急復旧

- 1 **道路の応急復旧**
震災対策計画第2章第7節第2「土木施設の応急復旧」に準じる。
- 2 **その他土木施設の応急復旧**
震災対策計画第2章第7節第2「土木施設の応急復旧」に準じる。

第22節 ライフライン施設の応急復旧

- 1 上水道施設の応急復旧
震災対策計画第2章第7節第3「ライフライン施設の応急復旧」に準じる。
- 2 下水道施設の応急復旧
震災対策計画第2章第7節第3「ライフライン施設の応急復旧」に準じる。
- 3 電力施設の応急復旧
震災対策計画第2章第7節第3「ライフライン施設の応急復旧」に準じる。
- 4 電話施設の応急復旧
震災対策計画第2章第7節第3「ライフライン施設の応急復旧」に準じる。
- 5 都市ガス施設の応急復旧
震災対策計画第2章第7節第3「ライフライン施設の応急復旧」に準じる。

第23節 建築物の応急復旧

- 1 住宅の応急修理
震災対策計画第2章第7節第1「建築物の応急復旧」に準じる。
- 2 応急仮設住宅の建設
震災対策計画第2章第7節第1「建築物の応急復旧」に準じる。

第24節 清掃・防疫・障害物の除去

- 1 清掃
震災対策計画第2章第7節第4「清掃・防疫・障害物の除去」に準じる。
- 2 し尿処理
震災対策計画第2章第7節第4「清掃・防疫・障害物の除去」に準じる。
- 3 防疫
震災対策計画第2章第7節第4「清掃・防疫・障害物の除去」に準じる。
- 4 障害物の除去
震災対策計画第7節第4「清掃・防疫・障害物の除去」に準じる。

第25節 行方不明者等の捜査

1 行方不明者等の捜索

震災対策計画第2章第7節第5「行方不明等の捜索」に準じる。

3 遺体の処理

震災対策計画第2章第7節第5「行方不明等の捜索」に準じる。

第3章 災害復旧・復興計画

第1節 義援金品の募集及び配分

1 義援金品の募集及び配分

震災対策第3章第1節第1「義援金品の募集及び配分」に準じる。

第2節 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付

1 災害弔慰金，災害障害見舞金及び災害援護資金等の貸付

震災対策第3章第1節第2「災害弔意金等の支給及び災害救護資金等の貸付」に準じる。

2 災害見舞金の支給

震災対策第3章第1節第2「災害弔意金等の支給及び災害救護資金等の貸付」に準じる。

3 生活福祉資金の貸付

震災対策第3章第1節第2「災害弔意金等の支給及び災害救護資金等の貸付」に準じる。

4 母子福祉資金の貸付

震災対策第3章第1節第2「災害弔意金等の支給及び災害救護資金等の貸付」に準じる。

5 農林漁業復旧資金

震災対策第3章第1節第2「災害弔意金等の支給及び災害救護資金等の貸付」に準じる。

6 中小企業復興資金

震災対策第3章第1節第2「災害弔意金等の支給及び災害救護資金等の貸付」に準じる。

7 住宅復興資金

震災対策第3章第1節第2「災害弔意金等の支給及び災害救護資金等の貸付」に準じる。

8 被災証明書の発行

震災対策第3章第1節第2「災害弔意金等の支給及び災害救護資金等の貸付」に準じる。

第3節 租税及び公共料金等の特例措置

1 租税等の特例措置

震災対策第3章第1節第3「租税及び公共料金等の特例措置」に準じる。

2 その他公共料金の特例措置

震災対策第3章第1節第3「租税及び公共料金等の特例措置」に準じる。

第4節 雇用対策

1 離職者への措置

震災対策第3章第1節第4「雇用対策」に準じる。

2 雇用保険の失業給付に関する特例措置

震災対策第3章第1節第4「雇用対策」に準じる。

3 被災事業所への措置

震災対策第3章第1節第4「雇用対策」に準じる。

第5節 住宅建設の促進

1 災害公営住宅の建設，既存公営住宅の復旧

震災対策第3章第1節第5「住宅建設の促進」に準じる。

第6節 被災者生活再建支援法の適用

- 1 被害状況の把握及び被災世帯の認定
震災対策第3章第1節第6「被災者生活再建支援法の適用」に準じる。
- 2 支援法の適用基準
震災対策第3章第1節第6「被災者生活再建支援法の適用」に準じる。
- 3 支援法の適用手続き
震災対策第3章第1節第6「被災者生活再建支援法の適用」に準じる。
- 4 支援金の支給額
震災対策第3章第1節第6「被災者生活再建支援法の適用」に準じる。
- 5 支援金支給申請手続き
震災対策第3章第1節第6「被災者生活再建支援法の適用」に準じる。
- 6 支援金の支給
震災対策第3章第1節第6「被災者生活再建支援法の適用」に準じる。

第7節 被災施設の復旧

- 1 災害復旧事業計画の作成
震災対策第3章第2節「被災施設の復旧」に準じる。
- 2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成
震災対策第3章第2節「被災施設の復旧」に準じる。
- 3 災害復旧事業の実施
震災対策第3章第2節「被災施設の復旧」に準じる。
- 4 解体、がれき処理
震災対策第3章第2節「被災施設の復旧」に準じる。

第8節 激甚災害の指定

- 1 災害調査
震災対策第3章第3節「激甚災害の指定」に準じる。

第9節 復興計画の作成

1 事前復興対策の実施

震災対策第3章第4節「復興計画の作成」に準じる。

2 災害復興対策本部の設置

震災対策第3章第4節「復興計画の作成」に準じる。

3 災害復興事業の実施

震災対策第3章第4節「復興計画の作成」に準じる。